

## 宮城教育大学における特許権に係る権利承継等の基本方針

平成30年 2月 9日学長裁定  
令和 3年 3月29日最終改正

### 1. 権利承継の判断基準

発明者が主導で技術移転活動を行うことを前提に、次のいずれかの条件を満たす発明を承継するものとする。

- (1) 発明者が、技術移転の見込みがあることを説明できるもの
- (2) 出願費用等の必要経費を負担する企業が存在するもの
- (3) その他、特別な事由があるもの

### 2. 審査請求の判断基準

権利承継の判断基準を満たし、さらに次のいずれかの条件を満たす発明を審査請求することができる。なお、特許出願から2年半以内に判断することとする。

- (1) 企業等との実施許諾契約を締結済、又は実施許諾契約交渉中のもの
- (2) その他、特別な事由があるもの

### 3. 権利化後の発明に係る権利維持の判断基準

特許登録後3年目以降に毎年権利維持について検討するものとし、次のいずれかの条件を満たす場合は、特許権を維持することができる。

- (1) 実施許諾契約交渉中のもの
- (2) 実施料収入等が負担した特許年金額を上回るもの

### 4. 権利放棄した発明の取扱いについて

国立大学法人宮城教育大学（以下「本法人」という。）が審査請求をしない発明及び権利放棄する発明について、本法人の発明者が希望する場合は当該発明者に対して本法人の権利持分を無償譲渡するものとする。この場合、譲渡に要する費用は本法人の発明者が負担するものとする。なお、本法人以外の者が承継を希望する場合は、別途協議するものとする。

### 5. その他

1から3の判断基準によりがたい特別な事由がある場合は、別途協議を行うものとする。

附 則 （令3規第264号改正）

この方針は、令和3年4月1日から施行する